令和７年度分の内部通報の概要等

(1)通報の状況

通報窓口	通報件数	左の通報件数のうち		備　考
		受理件数	不受理件数	
総合窓口 （総務部人事課）	2	1	1	受理件数のうち １件は調査中
外部窓口 （外部窓口通報処理者）	4	3	1	受理件数のうち ２件は調査中
計	6	4	2	

(2)通報の概要

【受理】

（総合窓口分：１件、外部窓口分：３件）

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R7-1	（受付） 総務部 R7.9.24		調査中

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R7-2	（受付） 外部窓口 R7.11.12 総務部 R7.11.12 （調査結果の通知） R8.1.26	庁内メールや庁内チャットの自身のアイコンにおいて、著作権を侵害する画像を使用している。 ①　通報対象者アは、庁内メールの自身のアイコンに漫画のキャラクターを使用している。 ②　通報対象者イは、庁内チャット slack の自身のアイコンに 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のキャラクターを使用している。 ③　通報対象者ウは、庁内チャット slack の自身のアイコンにゲームのキャラクターのぬいぐるみを写真撮影したものを使用している。	①②③ 　庁内メールや庁内チャット等の庁内システムの利用に関しては、各要領等により、適切な運用について必要な事項が定められている。 　また、担当所属では事務連絡「Slack の適切な利用について」（令和７年３月１９日付）を全所属向けに発出し、Slack の適切な利用に向けた注意喚起及びルールの周知を行うとともに、当該ルール等を踏まえて適宜運用状況をチェックしており、著作権等に反する恐れのある投稿等を発見した場合は、対象職員へ連絡し、即時削除を指示する対応を行っている。 　今回の通報内容について、庁内メールや庁内チャットの実際のアイコンを確認したところ、是正すべき内容であることが確認された。

			＜是正措置＞ 　調査結果に基づき、投稿等を行った職員に連絡のうえ即時削除を指示するとともに注意喚起を行った。 　あわせて、令和７年１２月１７日に開催された行財政改革・デジタル戦略推進本部幹事会で注意喚起するとともに、担当所属から令和７年１２月２５日付け事務連絡「庁内システムの適切な利用について」を全所属向けに発出し、庁内メールやSlackにおける自身のアイコンに加え、 Slackで使用する絵文字や投稿画像等も含め著作権その他の権利を侵害することのないよう、改めて注意喚起及びルールの周知を行った。

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R7-3	（受付） 外部窓口 R7.11.27 総務部 R7.11.27		調査中

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R7-4	（受付） 外部窓口 R8.1.29 総務部 R8.1.29		調査中

【不受理】
（総合窓口分：１件、外部窓口分：１件）

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R7-5	（受付） 総務部 R8.2.20 （不受理の通知） R8.3.6		三重県職員等公益通報取扱要綱第３条第１項各号に規定する職員等に当たらないため、不受理。

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R7-6	（受付） 外部窓口 R8.3.9 総務部 R8.3.9 （不受理の通知） R8.3.13		三重県職員等公益通報取扱要綱第３条第１項各号に規定する職員等に当たらないため、不受理。

【令和６年度に受理し、令和７年度に調査結果の通知を行ったもの】
（総合窓口分：１件、外部窓口分：０件）

番号	受付日等	通報の概要	調査結果の概要
R6-2	（受付） 総務部 R6.10.28 （調査結果の通知） R8.3.31	①　担当所属は、庁舎の設備管理及び清掃警備管理に関する業務委託契約において、委託業者が業務遂行に必要な免許を有しておらず県の求める人的要件を満たしていないこと及び適正に業務が行われていないことを知りながら、業務委託契約を継続している。 ②　県担当者は、委託業者の業務遂行に不備があり、契約違反であることを知りながら指導せず、また、検証等でも減点することなく合格点を与えて委託料の支払いを継続している。	①② 当該庁舎設備管理業務は、合計２名の有資格者の常駐配置を定めて、令和４年度から令和６年度までの３年間の複数年の委託契約を締結したものであるが、令和５年１１月に有資格者が不在となった以降、仕様書要件を満たさなくなる業務日が断続的に発生することとなった。 本来はその時点で債務不履行になりえたものの、庁舎管理業務という性質上、契約の中断等は行えず、契約事業者に対して、緊急対応時には他の有資格者がすぐ駆け付けられる体制を確保するなど庁舎管理業務に支障を生じさせないこと等を確認したうえで、契約書で定める「代替要員」とみなせると判断し、契約を継続して委託料全額の支払いを行った。 今回の通報を受けて改めて確認をしたところ、契約書で定める「代替要員」について、「業務担当者の資格等を満足する者」と仕様書に明記しており、庁舎管理業務には従事していたものの資格を有しない者は「代替要員」とはいえず、仕様書要件を満たさないため、債務不履行であると判断した。

			なお、有資格者が常駐配置できていなかった日において、実質的な支障は生じていない。また、清掃警備管理業務委託契約に不備はなかった。 ＜是正措置＞ 調査結果を受け、当該委託契約について、令和８年１月２１日に契約事業者から有資格者が常駐できなかった日数相当分の委託料が返還された。また、当該事案については不適正な処理があったものとして令和８年３月２日に報道発表を行った。 再発防止に向けて、庁舎管理業務にあたっては法令を遵守し対応するとともに、やむを得ず、変更協議等を要すると思われる場合等には適時適切に対応するよう周知徹底を図る。